

とっとり健康省エネ住宅性能基準

1 目的

高い省エネ性能を持つ住宅を普及させることで、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びCO₂の削減を図ることを目的に、戸建住宅を新築する際の県独自の省エネ住宅基準を定めるもの。

2 適用範囲

一戸建ての新築住宅に適用する。

3 用語の定義

この基準の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第二号イに定める「外皮平均熱貫流率」をいう。

(2)相当隙間面積 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構に登録された気密測定技能者が気密工事完了後に「JIS A2201:2017 送風機による住宅等の気密性能試験法」又は同財団の定める住宅の気密性能試験方法により確認した値をいう。

4 とっとり健康省エネ住宅性能基準

(1)基準値

基準は断熱性能(外皮平均熱貫流率)及び気密性能(相当隙間面積)を指標とした次に掲げる3段階として設定する。

	T-G1	T-G2	T-G3
外皮平均熱貫流率 (UA 値)[W/m ² K]	0.48	0.34	0.23
相当隙間面積(C 値)[cm ² /m ²]	1.0	1.0	1.0

※「T-G」は「Tottori-Grade」の略

(2)その他の基準

日射取得及び内部結露防止その他必要と認められる基準については別に定める。

5 施行

この基準は、令和2年1月28日から施行する。